経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ワ中「第三号㉙」を「第三号㉚」に改め、同号ワを同号カとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項

第三条第三号中㊲を㊳とし、㉚から㊱までを㉛から㊲までとし、同号㉙中「㉘」を「㉙」に改め、同号㉙を同号㉚とし、同号㉘を同号㉙とし、同号㉗の次に次のように加える。

㉘　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十六条第一項第一号イ及び第六十七条の二、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第四項第一号、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第一号並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百三条第四項及び第百四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第一条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「令和四年度及び令和五年度」を「令和六年度及び令和七年度」に、「（令和四年法律第十二号）第四条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）」を「（令和六年法律第二十六号）第三条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「令和六年度から令和八年度」を「令和八年度から令和十年度」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「令和九年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第六条第一項中「令和四年度」を「令和六年度」に、「（令和四年法律第十二号）第四条の規定」を「（令和六年法律第二十六号）第三条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）」に改め、同条第二項中「令和五年度から令和七年度」を「令和七年度から令和九年度」に改め、同条第三項中「令和八年度」を「令和十年度」に改める。

附則中第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三の前の見出し中「育児休業手当金等」を「介護休業手当金」に改め、同条中「に規定する」を「（介護休業手当金に係る部分に限る。次条において同じ。）に規定する」に改める。

附則第七条の三の二中「平成二十九年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。